髙藤直寿選手下野市後援会会則（抜粋）

　（名　称）

第１条　本会は、髙藤直寿選手下野市後援会（以下「本会」という。）と称する。

　（目　的）

第２条　本会は、本市出身の柔道日本代表選手　髙藤直寿君（以下「髙藤選手」という。）への支援と柔道の理解・振興を目的とする。

　（事　業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、広く会員を募り、これら会員の拠出する会費等を髙藤選手の後援のための活動費に充てるものとし、次の事業を行う。

(１)　髙藤選手が柔道日本代表として大会に出場し、活躍できるよう応援する。

(２)　後援会報を発行する。

　(３) その他、目的達成のための事業を実施する。

　（期　間）

第４条　本会の期間は、髙藤選手が日本代表選手として、現役で活躍する期間とする。

　（会　員）

第５条　会員は、本会の目的に賛同し会費を納入した個人又は団体とする。

２　会員になろうとする個人及び団体は、入会申込書（別記様式）に必要事項を記入の上、会費を納入する。

３　既に納入した会費は、返還しない。

　（会　費）

第６条　**本会の会費は、年会費として、**個人にあっては１口１，０００円とし、団体にあっては１口５，０００円とし、それぞれ１口以上とする。

　（会員資格）

第７条　**会員資格は、入会の日から当該年度末までとする。**

　（組　織）

第８条　本会に、次の役員を置く。

会　長　　　　　１名

副会長　　　　　１名

理　事　　　　２０名以内

監　事　　　　　２名

２　会長、副会長及び理事の選任は、別表の団体の代表者等の中から決定する。

３　監事は、会員の中から会長が指名した者を充てる。

　　（会議の権能）

第１１条　本会の会議は、理事会とする。

２　理事会は、本会の運営に関する次の事項を議決する。

(１)　事業計画及び予算の決定又は変更

(２)　決算の承認

(３)　本会則の制定又は変更

(４)　その他本会の運営に関する事項

　　（予算及び決算）

第１７条　本会の予算は、理事会の議決により定め、決算は会計年度終了後２ヶ月以内に、監事の監査を受け、理事会の承認を得て、後援会報において会員に報告する。

（情報の開示）

第１８条　会員は会長に対し、書面にて理事会の議事録及び会計帳簿等の閲覧請求を行うことができる。

（意見の申立て）

第１９条　会員は会長に対し、本会の運営に関し、書面にて意見を申し立てることができる。

２　会長は、前項の意見の申立てを受け付けた場合は、必要に応じて理事会を開催し、当該申立てに係る事項につき審議し、その結果を当該申立人に通知する。